

公益社団法人 全日本病院協会 京都府支部規約

(名称)

第1条 本支部は公益社団法人全日本病院協会（以下「全日病」）京都府支部と称す。

(事務局設置場所)

第2条 支部の事務局は、一般社団法人 京都私立病院協会内に設置する。

(業務)

第3条 支部の業務は、定款施行細則第15条第5項に基づき以下のとおりとする。

- (1)当該支部の入会、退会及び会員変更等関係書類の取りまとめ
- (2)当該支部運営に係る予算案の提出
- (3)要望、提案、質問などに対する取り纏め
- (4)その他必要な業務

(構成員)

第4条 本支部の構成員は、定款施行細則第14条に基づき全日病の京都府内の正会員とする。

(支部運営協力金)

第5条 支部運営協力金（定款第7条第2項の支部運営に必要な費用をいう。）を徴収する場合には、全日病理事会への承認申請に先立ち支部総会の決議を経なければならない。

(支部役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 若干名

2 前項に定める役員は、本支部に所属する正会員の中から選任するものとする。

(支部役員の職務)

第7条 支部長は、支部を掌理し、第3条の業務を遂行する。

2 副支部長は支部長を補佐する。

(支部役員の選任)

第8条 支部役員の選任は、定款、定款施行細則及び本規約に従うものとする。

(支部役員の任期)

第9条 支部役員の任期は、定款第35条第4項に基づき、全日病の理事の任期に一致させるものとする。

(支部役員の審議事項)

第10条 支部長は下記の決定を行う場合には、副支部長の過半数の同意を得るものとする。

- (1) 予算及び事業計画の提出に関する事項
- (2) 会計報告及び事業報告の提示に関する事項

(支部総会)

第11条 支部長は下記の決定を行う場合には、支部に属する会員全員を対象とした支部総会を招集し、総会員の2分の1以上が出席し、出席した会員の過半数をもって決しなければならない。

- (1) 支部長候補者の選定
- (2) 支部長以外の支部役員の選任
- (3) 規約の変更案の承認

2 支部総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を支部長に提出して、代理人(会員に限定する。)にその議決権を代理行使させることができる。この場合において前項の規定する支部総会に出席したものとみなす。

(会員への報告)

第12条 支部長は、年1回、支部総会において、支部の事業報告と会計報告を会員向けに行わなければならない。

(改正)

第13条 本規約の改正は、理事会の決議をもって決定する。

附則

本規約は平成25年4月1日より施行する。